

○広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則

平成十五年二月二十七日規則第十二号

改正

平成一六年 三月三一日規則第一九号  
平成一七年 三月三一日規則第三二号  
平成一九年 三月三一日規則第二六号  
平成二一年 三月三一日規則第二二号  
平成二二年 三月三一日規則第二三号  
平成二五年一一月 七日規則第五五号  
平成二六年 七月 三日規則第五二号  
平成二八年 三月三一日規則第一四号  
平成三〇年 三月三一日規則第三一号  
令和 元年 七月 四日規則第三二号  
令和 二年 三月三一日規則第四三号  
令和 二年一二月二八日規則第七七号  
令和 三年 三月二二日規則第一八号  
令和 三年 三月三一日規則第四八号  
令和 三年 七月一二日規則第七三号  
令和 四年 三月二二日規則第五号  
令和 七年 三月三一日規則第二七号

広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則をここに公布する。

広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(課税免除の届出)

**第三条** 条例第四条第一号本文に規定する搬入を行う者は、別記様式第一号による産業廃棄物埋立税の課税免除の届出書を提出しなければならない。

(課税標準の端数計算)

**第四条** 産業廃棄物埋立税の課税標準である重量を計算する場合において、その重量にトン位未満の端数があるとき又はその全重量がトン位未満であるときは、その端数重量又はその全重量のトン位未満四位以下を切り捨てる。

(条例第五条第二項に規定する要件)

**第五条** 条例第五条第二項の規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。

(換算して得た重量)

**第六条** 条例第五条第二項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乘じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 燃え殻	一・一四
二 汚泥	一・一〇
三 廃油	〇・九〇
四 廃プラスチック類	〇・三五
五 紙くず	〇・三〇
六 木くず	〇・五五
七 繊維くず	〇・一二
八 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	一・〇〇
九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第二条第四号の二に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
十 ゴムくず	〇・五二
十一 金属くず	一・一三
十二 廃棄物処理法施行令第二条第七号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇
十三 鉱さい	一・九三

十四 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十五 動物のふん尿	一・〇〇
十六 動物の死体	一・〇〇
十七 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げる産業廃棄物	一・二六
十八 廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	一・〇〇

#### 備考

一 この表の第一号から第四号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項第一号に掲げる廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油及び廃プラスチック類と、同表の第五号から第八号まで、第十号、第十一号及び第十三号から第十六号までに掲げる産業廃棄物は廃棄物処理法施行令第二条第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号から第十一号までの各号にそれぞれ掲げる廃棄物とする。

二 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

2 第四条の規定は、前項の規定により容量を重量に換算する場合について準用する。

（特別徴収義務者としての指定等の通知）

**第七条** 知事は、条例第八条第二項の規定により産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者を指定したときは別記様式第二号による産業廃棄物埋立税特別徴収義務者指定通知書によって、その指定を取り消したときは別記様式第三号による産業廃棄物埋立税特別徴収義務者指定取消し通知書によって、これを通知するものとする。

（納入申告書等の様式）

**第八条** 産業廃棄物埋立税について、条例の規定において規則で定めることとされている次の表の上欄に掲げる納入申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

納入申告書等の種類	様式
一 条例第九条第一項の納入申告書	別記様式第四号
二 条例第十条第一項の特別徴収義務者登録申請書	別記様式第五号
三 条例第十条第二項の特別徴収義務者証票	別記様式第六号
四 条例第十条第六項の特別徴収義務者登録変更申請書（条例第十 五条第三項の納税者登録変更申請書）	別記様式第七号

五 条例第十一條第二項の徴収猶予申請書	別記様式第八号
六 条例第十二條第二項の還付又は納入義務の免除申請書	別記様式第九号
七 条例第十三條第二項において準用する条例第十二條第二項の 還付申請書	別記様式第十号
八 条例第十四条第一項の納付申告書	別記様式第四号
九 条例第十五条第一項の納税者登録申請書	別記様式第十一号
十 条例第十六条第二項の修正申告書	別記様式第十二号
十一 条例第十七条の更正又は決定通知書	別記様式第十三号
十二 条例第十九條第一項の納税管理人（異動）申告書	別記様式第十四号

（最終処分場の廃止等の届出）

**第九条** 特別徴収義務者等は、最終処分場を廃止したときは、廃止後直ちに別記様式第十五号による産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の廃止届を知事に提出しなければならない。

2 特別徴収義務者等は、最終処分場を一月以上にわたって休止しようとするときは別記様式第十六号による産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の休止届を、休止中の最終処分場を再開しようとするときは別記様式第十七号による産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の再開届を知事に提出しなければならない。

（納期限等の指定の通知）

**第十条** 知事は、条例第九條第二項又は第十四条第二項の規定により別に納入又は納付に係る期間又は期限を指定したときは、別記様式第十八号による産業廃棄物埋立税納期限等指定通知書によって、これを通知するものとする。

（特別徴収義務者としての登録の通知）

**第十二条** 条例第十條第二項の規定による特別徴収義務者として登録した旨の通知は、別記様式第十九号による産業廃棄物埋立税特別徴収義務者登録通知書によってするものとする。

（特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置）

**第十二条** 条例第十條第二項の規定により特別徴収義務者の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失したときは、遅滞なく、別記様式第二十号による産業廃棄物埋立税特別徴収義務者証票亡失届を知事に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受け、亡失の事実を確認したときは、遅滞なく、当該証票が無効である旨を公告するものとする。

3 前項の公告は、県庁の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(条例第十一條第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続等)

**第十三条** 条例第十一條第一項の規則で定める要件は、同条第二項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において産業廃棄物埋立税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物埋立税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物埋立税を納入することが確実と認められることとする。

2 条例第十一條第一項の規定により徴収猶予の担保を提供する者は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の十の規定による担保の提供手続をするほか、同条の規定により知事に提出する書類に広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号。以下「県税規則」という。）別記様式第十六号の十六による担保提供書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、条例第十一條第一項の規定により担保を徴した後当該担保の必要がなくなった場合には、当該担保を解除し、その旨を県税規則別記様式第十六号の十七による担保解除通知書によって、当該担保の提供者に通知するものとする。

(徴収猶予に係る通知等)

**第十四条** 知事は、条例第十一條第二項の申請書を受理した場合は、その処分を決定し、別記様式第二十一号による産業廃棄物埋立税徴収猶予通知書又は県税規則別記様式第十六号の七による徴収猶予（期間延長）不承認通知書によって、これを通知するものとする。

2 条例第十一條第三項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条の三の規定により徴収の猶予を取り消したときは、県税規則別記様式第十六号の八による徴収猶予取消し通知書によって、これを通知するものとする。

(徴収不納額等の還付又は納入義務の免除の通知)

**第十五条** 条例第十二条第四項の規定による通知は、別記様式第二十二号による産業廃棄物埋立税徴収不納額等の還付若しくは納入義務免除通知書又は別記様式第二十三号による産業廃棄物埋立税徴収不納額等を還付しない、若しくは徴収不納額等の納入義務を免除しない旨の通知書によってするものとする。

(最終処分の委託に係る納入金の還付の通知)

**第十六条** 条例第十三条第二項において準用する条例第十二条第四項の規定による通知は、別記様式第二十四号による産業廃棄物埋立税に係る最終処分の委託に係る納入金の還付通知書又は別記

様式第二十五号による産業廃棄物埋立税に係る最終処分の委託に係る納入金を還付しない旨の通知書によってするものとする。

(納税者としての登録の通知)

**第十七条** 条例第十五条第二項の規定による納税者として登録した旨の通知は、別記様式第二十六号による産業廃棄物埋立税納税者登録通知書によってするものとする。

(納税管理人の選定免除の認定等の手続)

**第十八条** 条例第十九条第二項の規定により納税管理人の選定免除の認定を受けようとする特別徵収義務者等は、納税管理人を定める必要を生じた日から十日以内に、別記様式第二十七号による産業廃棄物埋立税納税管理人選定免除認定申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理した場合は、その処分を決定し、認定することとしたときは別記様式第二十八号による納税管理人選定免除認定通知書によって、認定しないこととしたときは県税規則別記様式第十六号の二十九による納税管理人の選定免除を認定しない旨の通知書によって、これを通知するものとする。

3 知事は、条例第十九条第三項の規定により同条第二項の認定を取り消したときは、県税規則別記様式第十六号の三十による納税管理人選定免除認定取消し通知書によって、これを通知するものとする。

(過料処分の手続)

**第十九条** 条例第二十条の規定によって過料を科する場合においては、別記様式第二十九号による過料決定書によって行うものとし、知事は、これに納入通知書を添えて納入義務者に交付するものとする。

**第二十条** 削除

(賦課徵収等)

**第二十一条** 産業廃棄物埋立税の賦課徵収については、この規則に定めるもののほか、県税規則及び広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号。以下「事務取扱規則」という。）の定めるところによる。この場合において、県税規則第一条中「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」とあるのは「広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「条例」という。）」、広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号）と、県税規則第四条の二第二号中「条例第六条第一項第九号及び第十一号から第十五号まで」とあるのは「条例第六条第一項第九号、第十一号から第十五号まで及び第十七号」と、県税規則第十五

条第二項中「八 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令・自治省令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があつた場合」とあるのは「／八 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令・自治省令第一号）第十三条の二第三項の規定による還付請求書の提出があつた場合／九 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第八条の表の第六号又は第七号の規定による還付申請書の提出があつた場合／」とする。

2 この規則に定める様式のほか、知事は、産業廃棄物埋立税の賦課徴収に係る文書の様式について、県税規則及び事務取扱規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第五項の規定により行う特別徴収義務者としての登録の申請及び通知並びに証票の交付並びに条例附則第六項の規定により行う納税者としての登録の申請及び通知は、施行日前においても、第八条、第十一条及び第十七条の規定の例により行うことができる。

#### 附 則（平成一六年三月三一日規則第一九号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（旧様式による用紙に関する経過措置）

2 この規則による改正前の広島県税規則、広島県税事務取扱規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則による様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則、広島県税事務取扱規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

#### 附 則（平成一七年三月三一日規則第三二号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 附 則（平成一九年三月三一日規則第二六号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正前の広島県税規則別記様式第五号から別記様式第五号の十三の二まで、別記様式第十号から別記様式第十一号の八まで、別記様式第二十二号、別記様式第四十四号の四、別記様式第四十四号の五、別記様式第四十五号、別記様式第四十六号、別記様式第八十五号の一の十一及び別記様式第八十五号の三十五、第三条の規定による改正前の広島県税事務取扱規則別記様式第十号、別記様式第五十九号、別記様式第六十八号、別記様式第七十四号、別記様式第七十五号、別記様式第七十九号の二、別記様式第七十九号の三、別記様式第八十一号の四、別記様式第百四十九号、別記様式第百五十号及び別記様式第二百五十号並びに第四条の規定による改正前の広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則別記様式第十三号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、第二条の規定による改正後の広島県税規則別記様式第五号から別記様式第五号の十三の二まで、別記様式第十号から別記様式第十一号の八まで、別記様式第二十二号、別記様式第四十四号の四、別記様式第四十四号の五、別記様式第四十五号、別記様式第四十六号、別記様式第八十五号の一の十一及び別記様式第八十五号の三十五、第三条の規定による改正後の広島県税事務取扱規則別記様式第十号、別記様式第五十九号、別記様式第六十八号、別記様式第七十四号、別記様式第七十五号、別記様式第七十九号の二、別記様式第七十九号の三、別記様式第八十一号の四、別記様式第百四十九号、別記様式第百五十号及び別記様式第二百五十号並びに第四条の規定による改正後の広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則別記様式第十三号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (平成二一年三月三一日規則第二二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (平成二二年三月三一日規則第二三号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙で各規則の様式を改める改正規定の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (平成二五年一一月七日規則第五五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (平成二六年七月三日規則第五二号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二八年三月三一日規則第一四号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年三月三一日規則第三一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 公布の日

二 第三条及び第四条の規定 平成三十年六月十五日

(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (令和元年七月四日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年三月三一日規則第四三号)

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (令和二年一二月二八日規則第七七号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条から第三条まで、第五条、第七条から第十五条まで及び次項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の広島県税規則、広島県税事務取扱規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の広島県税規則、広島県税事務取扱規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (令和三年三月二二日規則第一八号)

(施行期日)

- 1 この規則中第一条及び次項の規定は令和三年三月二十二日から、第二条から第十条までの規定は令和三年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (令和三年三月三一日規則第四八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(旧様式による用紙に関する経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (令和三年七月一二日規則第七三号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第五条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

**附 則** (令和四年三月二二日規則第五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。 (後略)

**附 則** (令和七年三月三一日規則第二七号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

※ 処理	賦課番号	担当者

年　月　日

広島県知事様

住所(所在地)  
及び電話番号

氏　　名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

受印付

産業廃棄物埋立税の課税免除の届出書

次の最終処分場においては、産業廃棄物埋立税条例第4条第1号本文に規定する搬入を行うので、届け出ます。

登 録 番 号	特別徴収義務者	第　　号
	納　税　者	第　　号
最終処分場の所在地 及　び　電　話　番　号		
最終処分場の名称		
搬　入　開　始　年　月　日		
その　他　参　考　事　項		

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 「登録番号」欄は、当該最終処分場において、届出者が産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者又は納税者としての登録を受けている場合に、登録番号を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 号  
年 月 日

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名 称)

様

広 島 県 知 事 印

産業廃棄物埋立税特別徴収義務者指定通知書

広島県産業廃棄物埋立税条例第8条第2項の規定により、あなた（貴社）を 年

月 日から産業廃棄物埋立税特別徴収義務者として指定します。

については、指定日後3日以内に登録申請書を提出してください。

なお、指定日以後産業廃棄物埋立税を徴収してください。

最終処分場の所在地 及 び 電 話 番 号	
最 終 処 分 場 の 名 称	
指 定 の 理 由	

（注）この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名 称) 様

広 島 県 知 事 印

産業廃棄物埋立税特別徴収義務者指定取消し通知書

年 月 日付け第 号で指定の産業廃棄物埋立税特別徴収義務者の指  
定については、次の理由により取り消します。

最終処分場の所在地 及 び 電 話 番 号	
最 終 処 分 場 の 名 称	
指 定 取 消 年 月 日	
指 定 取 消 し の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第8条関係）

※精査検算印													
※特別徴収義務者（納税者）の氏名又は名称													
※県税コード											※賦課番号		
受付印  年 月 日  広島県知事様		特別徴収義務者の登録番号			第 号			納税者の登録番号			第 号		
		特別徴収義務者（納税者）の住所（所在地）及び電話番号						フ リ ガ ナ			(電話)		
		特別徴収義務者（納税者）の氏名（名称及び代表者の氏名）						フ リ ガ ナ					
		最終処分場の所在地及び電話番号						フ リ ガ ナ			(電話)		
		最終処分場の名称						フ リ ガ ナ					
		産業廃棄物埋立税 納入付申告書											
		区分		年 月分				年 月分				年 月分	
月中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量	①	千	千	ト	ン	千	千	ト	ン	千	千	ト	ン
条例第4条第1号の規定によって課税免除される搬入量	②												
条例第4条第2号の規定によって課税免除される搬入量	③												
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③	④												
委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量	⑤												
委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ④-⑤	⑥	百万	千	千	円	百万	千	千	円	百万	千	千	円
この申告により申告納入すべき産業廃棄物埋立税額 (⑤×1,000円／トン)	⑦	百万	千	千	円	百万	千	千	円	百万	千	千	円
この申告により申告納付すべき産業廃棄物埋立税額 (⑥×1,000円／トン)	⑧	百万	千	千	円	百万	千	千	円	百万	千	千	円
申告期限	年 月 日				年 月 日				年 月 日				
備考												(電話)	

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。  
 2 この申告書には、別表を添付して提出してください。  
 3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。  
 4 「税額」の欄は、円まで記載してください。  
 5 税額は、実績月ごとに、別々の納付書により納付してください。  
 6 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告算金が徴収されます。

備考 用紙の大きさは、縦26.8センチメートル、横21.5センチメートルとする。

別表

※ 特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称						※ 県税コード	※賦課番号
課税標準に関する明細書(年月分)							
区分	重量による搬入		容量による搬入			合計	
	産業廃棄物の種類	重量(A) (トン)	産業廃棄物の種類	容量(A) (m <sup>3</sup> )	換算係数 (B)	換算して得た重量 (A)×(B)=(イ) (トン)	重量((ア)+(イ)) (トン)
課税標準となる搬入	委託契約による最終処分場への搬入						
	分場への搬入						申告書の⑤欄に転記
	委託契約以外による最終処						申告書の⑥欄に転記
	小計						申告書の④欄に転記
課税免除される搬入	条例第4条第1号該当						
	条例第4条第2号該当						申告書の②欄に転記
	合計						申告書の③欄に転記
備考							申告書の①欄に転記

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 この明細書は、月別に作成し、別記様式第4号の申告書に添付して提出してください。

3 「産業廃棄物の種類」の欄は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則第6条第1項の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類を記載し、「換算係数」の欄は同表の下欄に掲げる換算係数を記載してください。

4 「重量」の欄は、0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

5 「容量」の欄は、端数を処理しないで記載してください。

## 様式第5号（第8条関係）

※ 処理	登録番号	賦課番号	証票交付年月日	担当者
			・・	

年 月 日

広島県知事様



申請者

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

## 産業廃棄物埋立税特別徴収義務者登録申請書

次のとおり、産業廃棄物埋立税特別徴収義務者としての登録を申請します。

申請者	住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番 号		
		(電話 )	
最終 処 分 場	所在地及び電話番号		他の最終 処分場の 有無
	名 称		
申告 書等 の送 付先	住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番 号		
	氏 名 (名 称)	(電話 )	
納 税 者 登 録 番 号		第 号	

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 「納税者登録番号」欄は、当該最終処分場において既に納税者としての登録を受けてい  
る場合に、登録番号を記入してください。

3 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。

4 この申請書には、産業廃棄物処分業許可証の写しのほか、最終処分場付近の見取図及び  
敷地内の配置図を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6号（第8条関係）

産業廃棄物埋立税

特別徴収義務者証票

第 号

広島県

備考 材質は、アルミ板とし、大きさは、縦径6センチメートル、横径10.4センチメートルとする。

様式第7号（第8条関係）

※ 処理	賦課番号		課税原簿登載年月日	担当者
			.	.
受付印  年 月 日 広島県知事様	特別徴収 義務者 (納税者)	住所(所在地) 及び電話番号		
		氏 名 (名称及び代 表者の氏名)		
	登録 番号	特別徴収義務者	第 号	
		納 税 者	第 号	
		最終処分場の所在地 及 び 電 話 番 号		
	最終処分場の名称			
産業廃棄物埋立税特別徴収義務者(納税者)登録変更申請書				
次のとおり、登録事項の変更を申請します。				
変 更 事 項	旧 登 錄 事 項		新 登 錄 事 項	
変更年月日	年 月 日			
変更理由				

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 産業廃棄物処分業の許可に係る変更がある場合、許可証の写しを添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第8号（第8条関係）

産業廃棄物埋立税徴収猶予申請書〔兼徴収猶予〕  
〔個別整理簿〕

広島県知事様		※ 県税 コード	賦課番号			始期		終期		証券 受託
申請者	住所 (所在地)					受付印				
	氏 名 〔名称及び 代表者の氏名〕									
最終処分場の所在地 及び電話番号										
最終処分場の名称										
産業廃棄物埋立税について、広島県産業廃棄物埋立税条例第11条の規定により次のとおり徴収猶予を申請します。										
年月日										
徴収猶予を受けるとする税額										
年月分		年月分		年月分		合計				
納入の内訳			課税標準量及び売掛金等の状況							
実績年月	納入年月日	納入金額	課税標準量	左のうち売掛分		徴収猶予を受けるとする期間		担保の提供		
				金額	件数	・	・	からまで	有・無	
納税担保状況										
			担保提供 年月日	種類	数量	価格	所在	保管場所	保証人	
									住所	氏名
合計		供託書の正本等の 提供年月日		年月日		供託の場所				

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 この申請書には、納期限までに回収することができなかつた売掛金の計算書その他の証拠書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、別記様式第21号及び事務取扱規則別記様式第106号の2と複写式に印刷する。

様式第9号（第8条関係）

※ 処理	賦課番号		通知年月日	担当者
			・	・
受付印	申 請 者	住所（所在地） 及び電話番号		
		氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
		登 録 番 号		
年 月 日 広 島 県 知 事 様	最 終 処 分 場 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号			
	最 終 処 分 場 の 名 称			
産業廃棄物埋立税の徴収不能額等の 還 付 納入義務の免除		付 還 付 納入義務の免除	申請書	
次の金額の還付を受けたいので、広島県産業廃棄物埋立税条例第12条の規定により申請します。				
年度	月別	還付申請金額 納入義務の免除	円	
申請 金額 算定 の基礎	受け取るべき産業廃棄物 の最終処分料金 ①	円	徴収金の納入状況	
	①のうち受け取ることが できなくなった最終処分 料金	円	徴収金の総額	円
	①に対応する産業廃棄物 の搬入量 ②	トン	既に納入した金額 (納入年月日)	円 (年月日)
	②に対応する税額 (②×1,000円/トン) ③	円	差 引	円
	③のうち受け取ることが できなくなった税額	円	添付書類	
	既に受け取った税額のう ち亡失した税額	円		
申請理由				

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 この申請書を提出するときは、売掛金の明細書その他の証拠書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10号（第8条関係）

※ 処理	賦課番号		通知年月日	担当者																																								
	受付印  年 月 日 広島県知事様			・	・																																							
申請者		住所（所在地） 及び電話番号																																										
		氏 名 (名称及び代表者の氏名)																																										
		登録番号																																										
最終処分場の所在地 及び電話番号																																												
	最終処分場の名称																																											
産業廃棄物埋立税の最終処分の委託に係る納入金の還付申請書																																												
<p>次の金額の還付を受けたいので、広島県産業廃棄物埋立税条例第13条の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">月別</th> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 10%;">還付申請金額</th> <th style="width: 10%;">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">申請金額算定の基礎</td> <td colspan="2">最終処分を再委託した産業廃棄物の搬入量 ①</td> <td>トン</td> <td colspan="2" rowspan="3">(添付書類)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">①に対応する税額 (①×1,000円／トン) ②</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②のうち既に納入した税額 (納入年月日) ③</td> <td>円 (年月日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">最終処分の再委託先</td> <td colspan="2">氏 名 (名称及び代表者の氏名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">最終処分場の所在地 及び電話番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">最終処分場の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">申請理由</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>					年度		月別		還付申請金額	円	申請金額算定の基礎	最終処分を再委託した産業廃棄物の搬入量 ①		トン	(添付書類)		①に対応する税額 (①×1,000円／トン) ②		円	②のうち既に納入した税額 (納入年月日) ③		円 (年月日)	最終処分の再委託先	氏 名 (名称及び代表者の氏名)					最終処分場の所在地 及び電話番号					最終処分場の名称					申請理由					
年度		月別		還付申請金額	円																																							
申請金額算定の基礎	最終処分を再委託した産業廃棄物の搬入量 ①		トン	(添付書類)																																								
	①に対応する税額 (①×1,000円／トン) ②		円																																									
	②のうち既に納入した税額 (納入年月日) ③		円 (年月日)																																									
最終処分の再委託先	氏 名 (名称及び代表者の氏名)																																											
	最終処分場の所在地 及び電話番号																																											
	最終処分場の名称																																											
申請理由																																												

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 この申請書を提出するときは、①の搬入量を証するに足る書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第11号 (第8条関係)

※ 処理	登録番号	賦課番号	担当者
		・	・

年 月 日

広島県知事様

受印

申請者  
氏 名  
〔名称及び代  
表者の氏名〕

産業廃棄物埋立税納税者登録申請書

次のとおり、産業廃棄物埋立税納税者としての登録を申請します。

申請者	住所(所在地) 及び電話番号	(電話)	
	氏名 (名称及び代表者の氏名)		
最終処分場	所在地及び電話番号	(電話)	他の最終 処分場の 有無
	名称		
中間処理施設	所在地及び電話番号	(電話)	他の中間 処理施設 の有無
	名称		
申告書等の送付先	住所(所在地) 及び電話番号	(電話)	
	氏名 (名称)		
特別徴収義務者登録番号			

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

- 2 「特別徴収義務者登録番号」欄は、当該最終処分場において既に特別徴収義務者としての登録を受けている場合に、登録番号を記入してください。
- 3 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請をしてください。
- 4 複数の中間処理施設を有する場合は、別紙に記載してください。
- 5 この申請書には、産業廃棄物処分業許可証の写しのほか、最終処分場と中間処理施設の付近の見取図及び敷地内の配置図を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別紙

中間 処理 施設 (その2)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第12号 (第8条関係)

※ 納 稴 者 の 氏 名 又 は 名 称												※ 精 査 檢 算 印		
												※ 總 稅 コード	※ 賦課番号	
受付印		納 稴 者 の 登 錄 番 号		第 号										
		納 稴 者 の 住 所 ( 所 在 地 ) 及 び 電 話 番 号		(電話)										
		フ リ ガ ナ												
		納 稴 者 の 氏 名 (名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名 )												
年 月 日		最 終 处 分 場 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号		(電話)										
広 島 県 知 事 様		フ リ ガ ナ												
最 終 处 分 場 の 名 称														
産 業 廃 物 埋 立 税 修 正 申 告 書														
区 分	年 月 分					年 月 分					年 月 分			
月中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ①		千			トン		千			トン		千		トン
条例第4条第1号の規定によつて課税免除される搬入量 ②														
条例第4条第2号の規定によつて課税免除される搬入量 ③														
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ④ ①-②-③														
委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ⑤														
委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ⑥														
既に納入の確定した産業廃棄物埋立税額 (⑤×1,000円／トン) ⑦	百万	千		円		百万	千		円		百万	千		円
申告納付すべき産業廃棄物埋立税額 (⑥×1,000円／トン) ⑧	百万	千		円		百万	千		円		百万	千		円
既に納付の確定した産業廃棄物埋立税額 ⑨	百万	千		円		百万	千		円		百万	千		円
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物埋立税額 ⑧-⑨ ⑩	百万	千		円		百万	千		円		百万	千		円
申 告 期 限	年 月 日				年 月 日				年 月 日					
備 考														

関与税理士署名	(電話)
---------	------

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 この申告書には、別記様式第4号別表を添付して提出してください。

3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

4 「税額」の欄は、円まで記載してください。

5 「既に納入の確定した産業廃棄物埋立税額⑦」の欄は、申告、更正又は決定により納入することが確定している税額を記載してください。

6 「既に納付の確定した産業廃棄物埋立税額⑨」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。

7 税額は、実績月ごとに、別々の納付書により納付してください。

8 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

備考 用紙の大きさは、縦29.8センチメートル、横21.5センチメートルとする。

### 様式第13号（第8条関係）

### 更正・決定通知書兼納入(納付)通知書

県 稅	賦 課 番 号

### 産業廃棄物税

住 所(所在地)

年 月 日

氏名(名称)

広島県産業廃棄物埋立税条例第17条の規定により更正・決定しましたから通知します。  
宮島産業廃棄物埋立税条例第10条の規定により、「単純額」埋立料又は附加料を

広島県産業廃棄物管理条例第18条の規定により「増減額」欄の不足税額及び加算金額を納期限までに納めてください。

廣島縣知事 印

(往) 1 この通知書による不動税額、加算金額のほか法定納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるときは税額の全額が2,000円未満のときは、その端数額又はその金額を切り捨て)。)に年14.8-セーベントの割合(この通書による更正、法の納期限までの期間又はその法定期限の翌日から1月1日経過するまでの期間については、年7.3-セーベント)の割合(平成5年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の1月30日を経過する時における)本銀行法第15条第1項第1号の規定に依り定めらるる商業手形の基準割引率による年14.8-セーベントの割合に算じた割合が年7.3-セーベントの割合に満たない場合には、その中ににおいては、年7.3-セーベントの割合に応じて、当該商業手形の基準割引率による年14.8-セーベントの割合を算じた割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間に属する各年の前年の所得税法第(令和2年第二号)による改正前の税額特別割引率第3条第2項の規定により告示された割合と年14.8-セーベントの割合を算じた割合(以下「特別基準割引」といいます)。)が年7.3-セーベントの割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割引適用年」といいます)においては、年14.8-セーベントの割合にあつては当該特別基準割引適用年における特別基準割引率による年7.3-セーベントの割合を算じた割合(当該算出した割合が年7.3-セーベントの割合を超える場合には、年7.3-セーベントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別割引率第93条第3項の規定による平均貸付割引率による年14.8-セーベントの割合を算じた割合(以下「延滞特金金利割引率」といいます)が年7.3-セーベントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.8-セーベントの割合にあつては当該延滞特金利割引率による年14.8-セーベントの割合を算じた割合とし、年7.3-セーベントの割合に超える場合には、年7.3-セーベントの割合を超える割合に応じて、当該延滞特金利割引率による年14.8-セーベントの割合を算じた割合(当該算出した割合が年7.3-セーベントの割合)とします。)を乗じて計算した金額に相当する税額を納付してくださる。

幼年期頭

更正・決定納期限

年 月 日

#### 更正・決定の理由

い。  
2 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨てください。  
3 この通知に係る分野について不明な場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対し審査請求をすることができます。  
また、この処分を不服と認められる者は審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決の全部又は一部を知つた日の翌日起算して6か月以内に、広島県(代表者:広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。  
ただし、(1)審査請求をした日の3か月を経過しても裁決がないとき、(2)専ら、処分の執行は手続の続行により生じる著しく損害を被けるために緊急の必要があるとき、(3)その他被処決がなににつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができるきます。

備考 1 不足税額がない場合は、納付(納入)の通知は  
2 用紙の書ききは、日本商業規格▲列4上する

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第14号 (第8条関係)

年 月 日

広島県知事様

特別徴収義務者(納税者)

住所(所在地)  
及び電話番号

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

納税管理人(異動)申告書

産業廃棄物埋立税に係る納税について の一切の事項を処理させるために次の者を納税管理人に  
さきに定めた納税管理人について申告した事項に異動が  
定めたので 広島県産業廃棄物埋立税条例第19条第1項の規定によって申告します。  
生じたので

納 税 管 理 人	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)		電話番号	

納税管理人となることを承諾します。  
上記のとおり

相違ありません。

年 月 日

住 所  
(所 在 地)

氏 名

印

〔名称及び代  
表者の氏名〕

(注) 申告事項の異動の場合には、異動後の事項を全部記載してください。また、異動があった事  
項については、異動前の事項を括弧書きしてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第15号 (第9条関係)

※ 処理	賦課番号	証票返納年月日	担当者
		・	・

年 月 日

広島県知事様

特別徴収義務者(納税者)

住所(所在地)  
及び電話番号

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

受印  
付

産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の廃止届

次のとおり最終処分場を廃止したので、届けます。

登録番号	特別徴収義務者	第 号
	納 税 者	第 号
最終処分場の所在地 及 び 電 話 番 号		
最終処分場の名称		
廃 止 年 月 日 年 月 日		
その他の参考事項		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16号 (第9条関係)

※ 処理	賦課番号	担当者

年 月 日

広島県知事様

特別徴収義務者(納税者)

住所(所在地)  
及び電話番号

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

受印  
付

産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の休止届

次のとおり最終処分場を休止しますので、届けます。

登録番号	特別徴収義務者	第 号
	納 税 者	第 号
最終処分場の所在地 及 び 電 話 番 号		
最終処分場の名称		
休 止 予 定 期 間	年 月 日 から	
	年 月 日 まで	
休 止 理 由		
その他の参考事項		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第17号 (第9条関係)

※ 処理	賦課番号	担当者

年 月 日

広島県知事様

特別徴収義務者(納税者)

住所(所在地)  
及び電話番号

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

産業廃棄物埋立税に係る最終処分場の再開届

年 月 日から最終処分場を休止していましたが、次のとおり再開しますので、届けます。

登録番号	特別徴収義務者	第 号
	納 税 者	第 号
最終処分場の所在地 及 び 電 話 番 号		
最終処分場の名称		
再開年月日	年 月 日	
その他の参考事項		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第18号（第10条関係）

住 所 (所在地)	姓 (姓 名) (名 称)	第 年 月 日 号
廣 島 県 知 事 印		
産業廃棄物埋立税納期限等指定通知書		
広島県産業廃棄物埋立税条例 第9条第2項 第14条第2項 の規定により、 年 月 日から		
年 月 日までの期間における 徴収すべき産業廃棄物埋立税の納入 産業廃棄物埋立税の納付 の期限		
を次のとおり指定します。		
納 期 限	年 月 日	
指 定 の 理 由		

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 様式第19号（第11条関係）

## 産業廃棄物埋立税特別徴収義務者登録通知書

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

広 島 県 知 事 印

年 月 日付けで申請の産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者の登録については、次のとおり登録しました。

特別徴収義務者	住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番 号		
		(電話 )	
最終処分場	氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
	所在地及び電話番号	(電話 )	他の最終処分場の有無 有 ・ 無
名 称			
申告書等の送付先	住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番 号		
	氏 名 (名 称)		
登録番号	特 別 徴 収 義 務 者	第 号	
	納 税 者	第 号	
登 録 年 月 日		年 月 日	

(注) 別に交付する証票を当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第119号の11と複写式に印刷する。

様式第20号 (第12条関係)

※ 処理	賦課番号	公告年月日	交付簿登載年月日	担当者
		・ ・	・ ・	

年 月 日

広島県知事様

特別徴収義務者

住所(所在地)  
及び電話番号

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

受印

産業廃棄物埋立税特別徴収義務者証票亡失届

次のとおり産業廃棄物埋立税特別徴収義務者証票を亡失したので、届けます。

証票番号	第 号
証票交付年月日	年 月 日
亡失年月日	年 月 日
亡失理由	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第21号 (第14条関係)

産業廃棄物埋立税徵収猶予通知書

住 所 (所 在 地)	年 月 日							
氏 名 (名 称)	様							
最終処分場の所在地 最終処分場の名称								
広島県知事印 産業廃棄物埋立税について、次のとおり徵収猶予をします。 ( 年 月 日申請分)								
徵 収 猶 予 す る 税 額								
年 月 分	年 月 分	年 月 分	合 計					
納 入 の 内 訳		課 稅 標 準 量 及 び 売 挂 金 等 の 状 況						
実績年月	納入年月日	納 入 金 額	課 稅 標 準 量	左のうち売掛分	徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 期 間	担 保 の 提 供		
			金 額	件 数				
					・ から ・ まで	有・無		
納 稅 担 保 状 況								
		担保提供 年 月 日	種 類	数 量	価 格	所 在	保 管 場 所	保 証 人
								住 所
								氏 名
合 計		供 託 書 の 正 本 等 の 提 供 年 月 日	年 月 日	供 託 の 場 所				

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、別記様式第8号及び事務取扱規則別記様式第106号の2と複写式に印刷する。

様式第22号 (第15条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名 称) 様

広 島 県 知 事 印

産業廃棄物埋立税徴収不能額等の 還 付 通知書  
納入義務免除

次のとおり、産業廃棄物埋立税の徴収不能額等 を 還 付 しますから、通知します。  
の納入義務を免除

年 度	月 别	還 付 額 納入義務免除	額
還 付 額 算 定 の 基 礎 納入義務免除			
亡失し、又は受け取ることができ なくなった最終処分料金(産業廃 棄物埋立税額を含む。)の総額 ①			円
①に対応する産業廃棄物の搬入量 ②			トン
②に対応する産業廃棄物埋立税額 (②×1,000円／トン)			円
申 請 金 額			円
摘要			

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日か  
ら起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起する  
ことはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算し  
て6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分  
の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行  
又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁  
決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ない  
でこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第127号の7と複写式に印刷する。

様式第23号（第15条関係）

住 所 (所在地)	第 年 月 日 号
氏 名 (名 称)	様
広 島 県 知 事 印	
産業廃棄物埋立税徴収不能額等 を 還 付 しない旨の通知書 の納入義務を免除	
年 月 日 付けて申請の産業廃棄物埋立税徴収不能額等の 還 付 納入義務免除	
については、次の理由により 還 付 できません。 納入義務を免除	
理 由	

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第24号 (第16条関係)

住 所 (所在地)	姓 (姓 名 (名 称)	年 月 日 様	第 年 月 号 日						
広 島 県 知 事 印									
産業廃棄物埋立税に係る最終処分の委託に係る納入金の還付通知書									
<p>次のとおり、産業廃棄物埋立税に係る最終処分の委託に係る納入金を還付しますから、通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年 度</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">月 別</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">還 付 額</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>				年 度		月 別		還 付 額	
年 度		月 別		還 付 額					
還 付 額 算 定 の 基 礎									
最終処分を再委託した産業廃棄物の搬入量 ①		トン							
①に対応する税額 (①×1,000円／トン) ②		円							
②のうち既に納入した税額 (納入年月日) ③		円 ( 年 月 日)							
申 請 金 額									
最 終 処 分 の 再 委 託 先	氏 名 (名称及び代表者の氏名)								
	最 終 処 分 場 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号								
	最 終 処 分 場 の 名 称								
摘要		要							

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、事務取扱規則別記様式第127号の8と複写式に印刷する。

様式第25号 (第16条関係)

第 号  
年 月 日

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名 称) 様

広 島 県 知 事 印

産業廃棄物埋立税に係る最終処分の委託に係る納入金を還付しない旨の通知書

年 月 日付けで申請の産業廃棄物埋立税に係る最終処分の委託に係る納入金の還付については、次の理由により還付できません。

理 由

(注) この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## 様式第26号（第17条関係）

## 産業廃棄物埋立税納税者登録通知書

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

広 島 県 知 事 印

年 月 日付けで申請の産業廃棄物埋立税の納税者の登録については、次のとおり登録しました。

納 税 者	住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番 号	(電話 )	
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)		
最 終 処 分 場	所在地及び電話番号	(電話 )	他の最終 処分場の 有無  有・無
	名 称		
中 間 処 理 施 設	所在地及び電話番号	(電話 )	他の中間 処理施設 の有無  有・無
	名 称		
申 告 書 等 の 送 付 先	住 所 (所 在 地) 及 び 電 話 番 号	(電話 )	
	氏 名 (名 称)		
登 録 番 号	特 別 徴 収 義 務 者	第 号	
	納 税 者	第 号	
登 録 年 月 日		年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第119号の12と複写式に印刷する。

## 別紙

中間 処理 施設 (その2)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	
中間 処理 施設 (その1)	所在地及び電話番号	(電話 )
	名 称	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第27号（第18条関係）

年 月 日

広島県知事様

特別徴収義務者（納税者）

住所（所在地）  
及び電話番号

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

受印

産業廃棄物埋立税納税管理人選定免除認定申請書

産業廃棄物埋立税に係る納税について、納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けたいので、広島県産業廃棄物埋立税条例第19条第2項の規定によって申請します。

理	
由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第28号（第18条関係）

納稅管理人選定免除認定通知書

第 号  
年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称) 様

広 島 県 知 事

年 月 日付けで申請の産業廃棄物埋立税の納稅管理人を定めることを  
要しないことについて、広島県産業廃棄物埋立税条例第19条第2項の規定により認定しま  
す。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、事務取扱規則別記様式第9号の4の2と複  
写式に印刷する。

様式第29号（第19条関係）

過料決定書	
住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
過料金額	円
<p>申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかったので、広島県産業 廃棄物埋立税条例第20条第1項の規定により上記の過料を科する。</p>	
年 月 日	
広 島 県 知 事 印	

(注) この決定に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日(広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求の裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しを求める訴えを提起することもできます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4とする。